資料５－２

京都市認定地域クラブ活動「京クラ」実施主体募集要項

Ｑ　＆　Ａ（案）

令和８年１１月

【　目　次　】

１　認定要件等について	
Ｑ１－１　京クラの実施主体となるのに、法人格は必要か？法人でなくても申請可能か？	Ｐ．１
Ｑ１－２　今年度団体を新設したため、過去の決算書等が存在しないが、申請することは可能か？	Ｐ．１
Ｑ１－３　これから団体を新設するため、まだ会則や予算書、役員名簿等が存在しないが、申請することは可能か？	Ｐ．１
Ｑ１－４　京クラに参画したいが、活動が令和１０年９月からということもあり、指導者体制の確保等の一部認定要件について、現時点で満たすことが困難である。今後、活動開始までに整備することを約束するので、申請することはできないか？	Ｐ．１
Ｑ１－５　活動の拠点が京都市外の場合も認定の対象となるか？	Ｐ．１
Ｑ１－６　団体ではなく、個人の指導者でも申請可能か？	Ｐ．１
Ｑ１－７　申請に当たり、実施主体（団体）としての最低人数等の基準はあるか？	Ｐ．２
Ｑ１－８　１つの京クラ当たりの参加者数の想定や上限等の設定はあるか？	Ｐ．２
Ｑ１－９　多世代で一緒に活動する京クラを実施する場合、中学生の会員の最低必要人数又は必要な最低割合等の設定はあるか？	Ｐ．２
Ｑ１－10　多世代で一緒に活動する京クラを実施する場合、京都市内の中学生の会員が参加できない場合に市立中学校施設で活動できるか？	Ｐ．２
Ｑ１－11　過去の活動実績はどの程度必要か？	Ｐ．２
Ｑ１－12　認定後、参加者募集を行う際、定員を超えて参加申込みがあった場合は、どのように選考するのか？	Ｐ．２
Ｑ１－13　対象となる種目・活動に制限はあるか？	Ｐ．３
Ｑ１－14　認定結果はいつ頃公表されるのか？	Ｐ．３
Ｑ１－15　今回の申請で認定された場合、令和１０年９月までの間で、どのようなメリットがあるのか？	Ｐ．３
Ｑ１－16　認定が取り消される場合とは、どのような場合か？	Ｐ．３
Ｑ１－17　認定期間は最長３年とされているが、３年経過後は京クラを実施できなくなるのか?	Ｐ．３
Ｑ１－18　更新時の審査内容は？	Ｐ．３
Ｑ１－19　１つの実施主体が複数の京クラの実施を申請できるのか？	Ｐ．４
Ｑ１－20　参加者や保護者の個人情報の管理に当たり、どのような点に留意すべきか？	Ｐ．４
Ｑ１－21　パソコンやスマートフォン等で個人情報を扱う際に、具体的に注意すべきことは？	Ｐ．４

Ｑ１－22　個人情報の漏えいや紛失等が発生した場合はどうすればよいか。	Ｐ．４
２　会費等について	
Ｑ２－１　参加費の要件である「低廉な価格」について、認定に当たっての具体的な上限等はあるか？	Ｐ．５
Ｑ２－２　月例の参加費とは別途、入会費・年会費等を徴収してもよいか？	Ｐ．５
Ｑ２－３　月例の参加費とは別途、ユニフォーム代や衣装代といった活動に必要な経費、試合・コンテスト等への出場に係るエントリー代やこれに伴う交通費等のいわゆる実費等について、負担を求めてもよいか？	Ｐ．５
Ｑ２－４　認定要件に「営利を主たる目的としない」とあるが、判断基準等はあるのか？	Ｐ．５
Ｑ２－５　実施計画に「京クラの実施主体への運営補助に関する検討」との記載があるが、具体的にどのような支援を検討しているのか？金銭的な支援（補助金等）はあるのか？	Ｐ．６
Ｑ２－６　募集要項参考欄にある京クラ実施主体への支援はいつ決定するのか？金銭的な支援（補助金等）はあるのか？	Ｐ．６
３　学校施設の使用について	
Ｑ３－１　認定を受けた場合、中学校施設を優先的に使用できるとあるが、使用できる曜日、時間帯は？	Ｐ．７
Ｑ３－２　活動拠点となる中学校や活動日時について、認定更新時又は認定期間中に変更されることはあるか？また、希望すれば変更してもらえるか？	Ｐ．７
Ｑ３－３　屋外での活動について、雨天時に代替施設として同じ中学校の体育館や武道場、その他屋内スペース等を使用することができるか？	Ｐ．７
Ｑ３－４　小雨程度であれば、屋外活動を実施する判断をしたい場合があるが、実施主体において決定してよいか？学校の了承が必要か？	Ｐ．７
Ｑ３－５　学校施設の使用に当たり、とりわけ休日や活動が夜遅くに及ぶ場合等、学校教職員が出勤していない日時に学校施設を使用する場合の鍵の受渡しはどのような想定をしているか。	Ｐ．８
Ｑ３－６　学校の鍵の施錠に係る責任の所在はどうなるのか？	Ｐ．８
Ｑ３－７　活動場所以外の校舎内の設備は使用できるのか？	Ｐ．８
Ｑ３－８　中学校の設備や備品等は借用・使用できるのか？	Ｐ．８
Ｑ３－９　学校の備品等を破損した場合、弁償を求められるのか？	Ｐ．９
Ｑ３－10　活動中の事故等の責任は実施主体が負うこととされているが、学校設備や備品の整備不良・不具合等によって事故等が発生した場合も、実施主体が責任を負うのか？	Ｐ．９
Ｑ３－11　万が一、京クラの活動中にＡＥＤが必要となった場合、学校のＡＥＤを使用できるか？	Ｐ．９

４　京クラの活動について	
Ｑ４－１　「原則複数名での指導」が求められているが、活動直前に急遽対応できなくなった場合等においても、例外的に単独での指導は認められないのか？	Ｐ．10
Ｑ４－２　休養日について、京都市立中学校部活動ガイドラインには、「学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日は少なくとも１日以上を休養日とする）」との規定があるが、京クラの認定要件には下線部分について明記がない。京クラについては、土曜日、日曜日両方を活動日としてもよいのか？	Ｐ．10
Ｑ４－３　テスト期間中について、部活動と同様に、京クラの活動を実施してはならない等の制限はあるか？	Ｐ．10
Ｑ４－４　指導者人材の確保に対する行政からの支援はあるか？	Ｐ．10
Ｑ４－５　実施計画に「保護者・生徒間の連絡システムや参加費等の決済システム等の導入など、ＩＣＴを活用した運営業務の効率化を検討」とあるが、実施主体側にこれらシステムに係る使用料負担は発生するのか？	Ｐ．11
Ｑ４－６　既にクラブで導入済の連絡ツールや月謝の決済方法があるため、京都市の提供するシステムやツールではなく、そちらを使用してもよいか？	Ｐ．11
Ｑ４－７　京クラの指導に当たっての必須の資格・指導者ライセンス等はあるか？	Ｐ．11
Ｑ４－８　競技団体等の指導者ライセンスを保有している指導者については、研修は免除されないのか？	Ｐ．11
Ｑ４－９　教職員を指導者として雇用することはできるか？	Ｐ．11
Ｑ４－10　万が一、活動中に事故等が発生してしまったときの責任の所在はどうなるのか？	Ｐ．11
Ｑ４－11　保険加入に当たり、求められる補償の基準はあるか？	Ｐ．12
Ｑ４－12　スポーツ安全保険又はそれと同等の保険に加入していれば、概ねの事案について保障がなされると考えてよいか？	Ｐ．12
５　京クラの参加者募集について	
Ｑ５－１　参加者の募集はどのように行うのか？	Ｐ．13
Ｑ５－２　京都市からの周知・広報とは別途、実施主体で独自に自身の京クラのＰＲを行ってもよいか？	Ｐ．13
Ｑ５－３　活動場所として決まった中学校において、自身の京クラの説明会を実施できないか？	Ｐ．13
Ｑ５－４　活動場所となる学校及びその近隣校おけるチラシの配布やポスターの掲示等、学校経由で募集案内は可能か？	Ｐ．13

６　その他	
Ｑ６－１　京クラが参加できる大会・コンテスト等の開催予定はあるか？	Ｐ．14
Ｑ６－２　なぜ年度途中の８月末に部活動を廃止し、９月から地域展開するのか。	Ｐ．14
Ｑ６－３　３年生の主な引退時期が夏の大会ではない種目・活動についても、同時期に現行部活動を廃止するのか。	Ｐ．14
Ｑ６－４　運営団体と実施主体の違いを教えてください。	Ｐ．14

１　認定要件等について

Ｑ１－１　京クラの実施主体となるのに、法人格は必要か？法人でなくても申請可能か？

Ａ　法人格は申請の要件ではありません。法人格のない任意団体でも申請可能です。

Ｑ１－２　今年度団体を新設したため、令和７年度の決算書等が存在しないが、申請することは可能か？

Ａ　新設団体でも申請可能です。その場合、令和７年度の決算書は提出不要です（必要書類のうち提出できるものについて、添付してください。）。

Ｑ１－３　これから団体を新設するため、まだ会則や予算書、役員名簿等が存在しないが、申請することは可能か？

Ａ　設立予定段階の団体には申請いただけません。正式に団体を設立いただいた後、必要書類を整えたうえで申請してください。

Ｑ１－４　京クラに参画したいが、活動が令和１０年９月からということもあり、指導者体制の確保等の一部認定要件について、現時点で満たすことが困難である。今後、活動開始までに整備することを約束するので、申請することはできないか？

Ａ　適切な指導体制の確保等の一部要件について、活動開始に先立って現時点で満たすことが困難な場合、当該団体については、令和１０年２月末までに必要な体制を確保することを誓約いただくことで、認定の対象とします。

　ただし、期限までに認定要件を満たせなかった場合には、認定を取り消す場合があります。

Ｑ１－５　活動の拠点が京都市外の場合も認定の対象となるか？

Ａ　活動の拠点が市外であっても、認定の対象となります。ただし、生徒の移動・交通費等の負担軽減の観点から、活動の拠点は京都市内であることが望ましいと考えます。

Ｑ１－６　団体ではなく、個人の指導者でも申請可能か？

Ａ　生徒にとって、安心・安全、かつ、安定的な指導体制・環境を確保する観点から、指導者個人での応募はできません。適切な指導体制を確保のうえ、申請してください。

　なお、個人指導者で所属先のクラブ等を探されている方向けの人材バンクの立ち上げについても検討中です。

Ｑ１－７　申請に当たり、実施主体（団体）としての最低人数等の基準はあるか？

Ａ　団体としての最低人数の設定はありません。ただし、複数名での指導を条件としていることから、適切かつ安定的に京クラを実施・運営するために必要な指導者等の人員体制は必ず確保してください。

Ｑ１－８　１つの京クラ当たりの参加者数の想定や上限等の設定はあるか？

Ａ　活動内容や種目、実施主体の規模等によって変わるため、一律に定員を定めることは想定しておりませんが、実施主体として安全な運営を担保するため、独自で定員を設定することは妨げません。

Ｑ１－９　多世代で一緒に活動する京クラを実施する場合、中学生の会員の最低必要人数又は必要な最低割合等の設定はあるか？

Ａ　最低でも１名は京都市内の中学生が加入することを条件とします。

Ｑ１－10　多世代で一緒に活動する京クラを実施する場合、京都市内の中学生の会員が参加できない場合に市立中学校施設で活動できるか？

Ａ　市立中学校での活動は、京都市内の中学生の活動を前提として認めるものです。京都市内の中学生が参加しない活動を市立中学校で行うことは基本的に認められません。ただし、当該中学生の会員が急遽参加できなくなった場合等、やむを得ない場合についてはその限りではありません。

Ｑ１－11　過去の活動実績はどの程度必要か？

Ａ　京クラの申請に向けて新たに設立される団体も申請可能であり、必須要件ではありません。ただし、活動を希望される学校施設が重複した場合等の配置調整に当たっては、活動内容や過去の活動実績等を参考に検討する場合があります。

Ｑ１－12　認定後、参加者募集を行う際、定員を超えて参加申込みがあった場合は、どのように選考するのか？

Ａ　先着順や抽選等の手法が考えられますが、実施主体において適切に行ってください。なお、参加者募集に当たっては、競技力や技術力等で選抜することなく、参加希望者に対し、公平・平等に行ってください。

Ｑ１－13　対象となる種目・活動に制限はあるか？

Ａ　具体的な種目・活動内容の制限はありません。部活動において盛んに取り組まれている種目・活動はもとより、現行の部活動にはない新たな種目・活動についても申請可能です。認定要件を満たすものであれば、種目や活動によって対象から除外することは想定しておりません。ただし、活動を希望される学校施設での実施の可否や安全面、現行部活動の教育的意義を継承する中学生の活動としての適切性等の観点から総合的に審査し、適当でないと判断した場合は、認定しない場合があります。

Ｑ１－14　認定結果はいつ頃公表されるのか？

Ａ　令和９年４月頃の認定通知と同時期に、その活動内容、場所、時間等については、ホームページ等において公表を予定しています。

Ｑ１－15　今回の申請で認定された場合、令和１０年９月までの間で、どのようなメリットがあるのか？

Ａ　まず、早期の段階で認定されることにより、希望される中学校で活動いただける可能性が高まります。また、令和９年４月以降、京都市として積極的に情報発信を行っていくほか、令和９年夏頃に開催を予定している京クラ体験会への参加・出展や、実践研究事業を行う場合の優先参画等を検討しています。

Ｑ１－16　認定が取り消される場合とは、どのような場合か？

Ａ　認定後に認定要件を満たさなくなった場合、過去の認定申請に虚偽等が認められた場合、不適切な指導や運営等を行い、改善が見られない場合、その他京都市教育委員会が不適切と判断した場合等に、認定を取り消すことがあります。

Ｑ１－17　認定期間は最長３年とされているが、３年経過後は京クラを実施できなくなるのか?

Ａ　認定期間の終了に際しては、引き続き京クラを継続いただけるよう、再度の申請・審査の手続を経て、更新できる仕組みを検討しています。

Ｑ１－18　更新時の審査内容は？

Ａ　基本的に初回と同様の審査を想定していますが、過去の認定期間の活動状況等も加味して審査を行う場合があります。

Ｑ１－19　１つの実施主体が複数の京クラの実施を申請できるのか？
例）サッカークラブＸが、京クラを北区のＡ中学校、左京区のＢ中学校、下京区のＣ中学校の３か所で実施したいと考える場合、全て認定を受けることは可能か？

Ａ　１つの実施主体が、複数の京クラの実施を申請することも可能です。

※　Ｑ１－20～22 は、個人情報保護のために留意すべき事項の例示です。各実施主体において、取り扱う個人情報の内容や規模に応じて必要な安全管理措置を講じてください。

Ｑ１－20　参加者や保護者の個人情報の管理に当たり、どのような点に留意すべきか？

Ａ　参加申込書、名簿、連絡先等の個人情報は、利用目的の範囲内で取り扱い、関係者以外が閲覧できないよう適切に管理してください。

例えば、次のような取扱いは避けてください。

- 名簿や申込書を机上や活動場所に放置すること
- 個人情報を含む資料を紛失すること
- 不要になった資料をそのまま廃棄すること
- 業務に関係のない者が閲覧できる状態にすること
- 業務上不要な情報を収集・管理すること

また、紙資料は施錠できる場所で保管し、不要となった場合は裁断等により確実に廃棄してください。

Ｑ１－21　PC やスマートフォン等で個人情報を扱う際に、具体的に注意すべきことは？

Ａ　個人情報の漏えい等を防ぐため、適切な安全管理措置を講じてください。

例えば、次のようなことが考えられます。

- パスワードや生体認証を設定すること
- OS やアプリ、ウイルス対策ソフト等を最新の状態に保つこと
- 個人情報を保存した USB メモリ等の紛失に注意すること
- パソコン画面やスマートフォンの画面を第三者に見られないようにすること
- 個人情報を含むメール等の誤送信を防止するよう、確認を徹底すること

Ｑ１－22　個人情報の漏えいや紛失等が発生した場合はどうすればよいか。

Ａ　まず、個人情報の漏えい、紛失、誤送信その他の事故は決して生じてはならないことです。細心の注意を払って情報管理を行ってください。

万一これが発生した場合は、速やかに事実関係を確認し、被害拡大の防止に努めるとともに、京都市へ速やかに報告してください。また、原因を検証し、具体的な再発防止策を講じてください。

２　会費等について

Ｑ２－１　参加費の要件である「低廉な価格」について、認定に当たっての具体的な上限等はあるか？

Ａ　活動の内容や頻度等によって異なる場合があることから、参加費については上限額等の設定はいたしません。本市実施計画に定めるとおり、国の示すイメージ※を参考に、御提出いただく収支予算書等にて、総合的に勘案して判断しますので、その趣旨に鑑みて参加費の設定をお願いします。

※　国のイメージ
- 休日に週１日・月４日程度の活動を実施する場合、月額 1,000 円～3,000 円程度（１日当たりに換算すると 250 円～750 円程度）。
- ただし、あくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額 4,000 円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。

Ｑ２－２　月例の参加費とは別途、入会費・年会費等を徴収してもよいか？

Ａ　入会費・年会費の徴収も可としますが、その金額も含めて低廉となるようお願いします。

Ｑ２－３　月例の参加費とは別途、ユニフォーム代や衣装代といった活動に必要な経費、試合・コンテスト等への出場に係るエントリー代やこれに伴う交通費等のいわゆる実費等について、負担を求めてもよいか？

Ａ　活動に必要な経費・実費等を徴収されること自体は問題ありませんが、それも含めて、可能な限り低廉となるようお願いします。

Ｑ２－４　認定要件に「営利を主たる目的としない」とあるが、判断基準等はあるのか？

Ａ　活動の内容や頻度等によって必要となる経費は異なってくることから、営利性についても、一律の判断基準を設定することはいたしません。参加費の金額設定や活動内容、収支予算書等により、総合的に勘案して判断します。

Ｑ２－５　実施計画に「京クラの実施主体への運営補助に関する検討」との記載があるが、具体的にどのような支援を検討しているのか？金銭的な支援（補助金等）はあるのか？

Ａ　現在、募集要項の参考欄に記載しているような支援内容等について、具体的に検討しておりますが、現時点で決定している事項はありません。決まり次第、随時お知らせしてまいります。

◆検討中の支援内容（募集要項から抜粋）

現在、以下の各事項について、検討を行っておりますので、決まり次第随時お知らせいたします。ただし、あくまで検討中の事項であり、実施しない場合があります。

- 生徒・保護者等に対する会費・保険料等に係る支援
- 実施主体への公的支援（学校施設等に係る優先利用、使用料等の減免等）、ＩＣＴを活用した運営効率化の支援（実施主体と保護者・生徒間の連絡システム、参加費等の決済システム、指導者管理システム等）など）
- 京クラでの指導を希望する教職員等が従事しやすい環境の整備や人材バンクの整備・活用による指導者人材の確保、人材バンク登録者への求人情報の提供　等

Ｑ２－６　募集要項参考欄にある京クラ実施主体への支援はいつ決定するのか？金銭的な支援（補助金等）はあるのか？

Ａ　様々な支援の手法を検討しておりますが、特に予算を伴う支援については、現時点で詳細をお答えすることはできかねます。御了承ください。

３　学校施設の使用について

Ｑ３－１　認定を受けた場合、中学校施設を優先的に使用できるとあるが、使用できる曜日、時間帯は？

Ａ　京クラについては、活動拠点となる中学校の施設を優先的に使用いただけることとします。原則、平日は１７時から２１時まで、土日祝は９時から２１時までです（ただし、夜間校庭開放事業を実施している学校におけるグラウンドについては、平日、土日祝ともに１９時までとなる場合があります）。ただし、その他学校ごとの個別事情により、これと異なる場合があります。

なお、中学校はあくまで学校教育施設であるため、学校行事等の学校教育活動が最優先となります。また、災害時の避難所、選挙の際の投票所等として使用する場合等は、認定や学校施設の使用許可を受けた後であっても、御希望の日時に使用できない場合がありますので、御了承ください。

このほか、お盆及び年末年始に設定する学校閉鎖期間（それぞれ約１週間程度）は、使用いただけません。

Ｑ３－２　活動拠点となる中学校や活動日時について、認定更新時又は認定期間中に変更されることはあるか？また、希望すれば変更してもらえるか？

Ａ　活動場所や日時が変わることによる参加生徒への影響等が考えられるため、基本的には変更しない方向で考えておりますが、実施主体が変更を希望される場合やその理由、認定更新時の近隣での他の京クラの実施状況等によっては、実施主体の御意向を尊重しつつ、御相談のうえ、総合的に調整を行う場合も考えられます。

Ｑ３－３　屋外での活動について、雨天時に代替施設として同じ中学校の体育館や武道場、その他屋内スペース等を使用することができるか？

Ａ　雨天時の代替施設の確保は基本的に想定しておりません。雨天時については、実施主体において別途活動場所を確保いただくか、それができない場合は中止の判断をしていただく必要があります。

Ｑ３－４　小雨程度であれば、屋外活動を実施する判断をしたい場合があるが、実施主体において決定してよいか？学校の了承が必要か？

Ａ　事前に施設を管理する学校側に確認のうえ、了承を得たうえで判断してください。ただし、暴風警報等の発令時や落雷のおそれがある場合は安全面を最優先し、活動中止の判断を行ってください。

Ｑ３－５　学校施設の使用に当たり、学校施設を使用する場合の鍵の受渡しはどのような想定をしているか。

Ａ　各中学校施設において、スマートロックを整備し、個別に発行する二次元コードや暗証番号等を用いて、活動されるときにのみ、キーボックスから鍵を受け取っていただける仕組みを検討しております。導入する場合には、改めて使用方法と併せてお知らせいたします。

Ｑ３－６　学校の鍵の施錠に係る責任の所在はどうなるのか？

Ａ　京クラとして学校施設を使用する場合、当然、当該京クラの実施主体がその責任を負います。活動終了後は、必要箇所の施錠確認を行い、決められた場所に鍵を返却してください。

Ｑ３－７　活動場所以外の校舎内の設備は使用できるのか？

Ａ　校舎以外の場所で活動する京クラの関係者及び参加者は、原則、校舎内の設備を利用できませんので、校舎には立ち入らないでください（ただし、活動に当たって必須となる設備（更衣室やトイレ等）が校舎内にある場合等、学校施設の構造上、例外となる場合もあります。）。

　文化系の活動で教室等を使用する場合も、活動場所となる教室やトイレ等、あらかじめ定められた範囲で移動することとし、必要のないエリアには立ち入らないようにしてください。

Ｑ３－８　中学校の設備や備品等は借用・使用できるのか？

Ａ　中学校の設備や備品のうち、各学校が認めるものについては、京クラで使用いただいて差支えありません。ただし、使用に当たっては、その後の学校教育活動に支障を及ぼさないよう、細心の注意を払って使用し、使用後は必ず元の場所に戻してください。なお、学校の消耗品類については使用できません。

※　各校で使用できる備品等については、別添の学校設備、備品及び利用可能時間帯等一覧を御参照ください。

Ｑ３－９　学校の備品等を破損した場合、弁償を求められるのか？

Ａ　学校備品を破損した場合、翌日以降の学校教育活動に支障が生じるおそれがあるため、破損状況及びこれに至った経緯等について、まずは速やかに学校へ報告してください。

なお、不適切な使用に起因して破損したと認められる場合等には、弁償を求める場合があります。

Ｑ３－10　活動中の事故等の責任は実施主体が負うこととされているが、学校設備や備品の整備不良・不具合等によって事故等が発生した場合も、実施主体が責任を負うのか？

Ａ　京クラにおいて事故等が発生した場合、実施主体の責任において御対応いただくことが原則ですが、当該事故等が、学校の設備や備品の整備不良、不具合等に起因する場合には、本市もその責任を負うべき場合も考えられます。状況や因果関係等を精査のうえ、判断します。

ただし、実施主体におかれましても、活動に当たって子どもたちが事故等に遭うことのないよう、設備や備品の事前点検等、事故防止を徹底するとともに、万一、事故等が生じた場合にあっては、応急措置、救急要請等、状況に応じた適切な対応をお願いします。

Ｑ３－11　万が一、京クラの活動中にＡＥＤが必要となった場合、学校のＡＥＤを使用できるか？

Ａ　各校に利用できるＡＥＤが配備されている場合は、万一の際には使用いただいて差し支えありません。なお、京クラでの活動に際し、教職員が不在の場合であっても学校のＡＥＤを使用できる環境の整備に向けて、検討を行っております。

４　京クラの活動について

Ｑ４－１　「原則複数名での指導」が求められているが、活動直前に急遽対応できなくなった場合等においても、例外的に単独での指導は認められないのか？

Ａ　参加者の安全確保の観点から、原則として複数名での指導としておりますので、柔軟に対応できる代替要員体制を確保するなど、複数名で指導できる体制の確保に努めてください。

　一方で、会場に向かう途中の事故や、指導中の体調不良等、突発的なトラブルで、代替人員の確保又は出勤が困難となり、やむを得ず単独での指導になる場合は、活動内容を変更するなど、参加者の安全確保に万全を期してください。

Ｑ４－２　休養日について、京都市立中学校部活動ガイドラインには、「学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日は少なくとも１日以上を休養日とする）」との規定があるが、京クラの認定要件には下線部分について明記がない。京クラについては、土曜日、日曜日両方を活動日としてもよいのか？

Ａ　京クラについては、週当たり１１時間程度の活動時間の範囲内において、土曜日・日曜日両方を活動日としていただいても差支えありません。ただし、生徒の心身の成長に配慮して、健康な生活を送れるよう、適切に活動日を設定してください。

Ｑ４－３　学校のテスト期間中について、部活動と同様に、京クラの活動を実施してはならない等の制限はあるか？

Ａ　テスト期間中であっても、京クラの活動を休止いただく必要はありません（京クラは特定の学校の生徒のみが参加するものではなく、テスト期間は学校によって異なるため、一律にテスト期間の活動を休止することが困難であると考えられます。）。

　一方で、参加生徒が自身又は家庭の判断等により、テスト期間中の京クラへの参加を見合わせるケース等は想定されますので、そのような場合には、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

Ｑ４－４　指導者人材の確保に対する行政からの支援はあるか？

Ａ　京クラでの指導を希望する教職員や、大学生をはじめとした指導希望者等が登録する人材バンクの創設・活用を検討しております。

Ｑ４－５　実施計画に「保護者・生徒間の連絡システムや参加費等の決済システム等の導入など、ＩＣＴを活用した運営業務の効率化を検討」とあるが、実施主体側にこれらシステムに係る使用料負担は発生するのか？

Ａ　現在詳細を検討中ですが、導入した際には、各実施主体にこれらシステムの使用料を御負担いただくことは、現時点では想定しておりません。

Ｑ４－６　既にクラブで導入済の連絡ツールや月謝の決済方法があるため、京都市の提供するシステムやツールではなく、そちらを使用してもよいか？

Ａ　現在、システムの内容等について検討中であり、決定次第お知らせします。

Ｑ４－７　京クラの指導に当たっての必須の資格・指導者ライセンス等はあるか？

Ａ　運動系・文化系を問わず、京クラの指導者として活動するために必須となる指導者資格やライセンス等を一律に設定する予定はありません。ただし、競技や活動の内容によっては、指導等に当たり、競技団体等が定める公認指導者資格等が必要となる場合があります。

　希望する活動に応じて、必要な公認指導者資格等の有無を事前に確認し、必要な場合は京クラとして活動をスタートさせるまでに取得していただくようお願いします。

　また、指導等に当たって、指導者資格やライセンス等の取得が推奨されている場合は、取得に努めていただきますようお願いします。

Ｑ４－８　競技団体等の指導者ライセンスを保有している指導者については、研修は免除されないのか？

Ａ　競技団体等が発行するライセンス等の資格をお持ちの方におかれましても、京都市が指定する研修を受講していただくようお願いします。

Ｑ４－９　教職員を指導者として雇用することはできるか？

Ａ　京都市立学校の教職員については、本人が希望する場合、教職員としての本務に支障がない範囲で京クラで指導することを認めることとします。

　ただし、教職員本人が必要な手続を行い、教育委員会の許可を得る必要があります。

　他自治体の教職員に関しましては、それぞれの自治体にお問合せ下さい。

Ｑ４－10　万が一、活動中に事故等が発生してしまったときの責任の所在はどうなるのか？

Ａ　京クラの活動において事故等が発生した場合、各実施主体が、その責任において御対応いただくべきものとなります。応急処置はもとより、重大な事故等の場合には直ちに救急要請するなど、事故やけがの内容・程度に応じて、適切な対応を行えるよう、危機管理マニュアルの作成と指導者の理解を認定要件としています。

Ｑ４－11　保険加入に当たり、求められる補償の基準はあるか？

Ａ　学校教育活動上で生じた怪我等に対応する独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」を基準に、相応の補償内容の保険に加入してください。

一般的には、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険への加入を推奨します。

Ｑ４－12　スポーツ安全保険又はそれと同等の保険に加入していれば、概ねの事案について保障がなされると考えてよいか？

Ａ　実施主体として組織的な責任が問われる場合、スポーツ安全保険では補償されません。このほか、保険対象外の臨時スタッフの過失によって団体が負う責任は、スポーツ安全保険だけでは補償できない場合があります（スポーツ安全保険の詳細は、公益財団法人スポーツ安全協会のホームページ等を御確認ください。）。

京クラは学校管理外の活動となるため、その活動において事故等が発生した場合には、原則として実施主体の責任で御対応いただくこととなります。万一の事態に備え、損害賠償責任保険への加入等についても御検討ください。

※　詳細は別紙「京都市認定地域クラブ活動（京クラ）における賠償責任について」を御参照ください。

５　京クラの参加者募集について

Ｑ５－１　参加者の募集はどのように行うのか？

Ａ　今後、京クラポータルサイトを開設し、これを活用して情報発信を行うことを検討しております。実現した場合には、参加者の申込みについても、同サイトにて受け付けることを想定しています。

Ｑ５－２　京都市からの周知・広報とは別途、実施主体で独自に自身の京クラのＰＲを行ってもよいか？

Ａ　各実施主体が認定を受けた京クラについて、独自に周知・参加者募集活動を行っていただくことは差支えありません。ただし、自主的に広報活動を実施される場合は、実施主体の責任において実施してください。

Ｑ５－３　活動場所として決まった中学校において、自身の京クラの説明会を実施できないか？

Ａ　学校管理外活動であること、活動場所以外の学校の生徒も参加対象であること等を踏まえ、各学校での説明会は予定しておりませんが、京クラ体験会等のイベントにおいて、子どもたちや保護者にＰＲいただける場の設定を検討しております。

Ｑ５－４　活動場所となる学校及びその近隣校におけるチラシの配布やポスターの掲示等、学校経由で募集案内は可能か？

Ａ　学校におけるチラシの配布等につきましては、学校現場の負担に鑑みて、原則行っておりません。募集や参加申込に当たっては、京クラポータルサイトにて必要な情報発信を行うとともに、子どもたちが自分の参加したい活動・京クラを検索できる仕組みを検討しております。

６　その他

Ｑ６－１　京クラが参加できる大会・コンテスト等の開催予定はあるか？

Ａ　生徒の成果発表の場として、何らかの大会やコンテスト等を開催することが望ましいと考えております。詳細は今後検討し、参加資格や条件等を本市が取りまとめて、広く情報発信を行ってまいります。

Ｑ６－２　なぜ年度途中の８月末に部活動を廃止し、９月から地域展開するのか。

Ａ　多くの現行部活動において、全国大会を含む夏の大会をもって、３年生が引退する運用となっていることから、同大会が概ね終了する８月末をもって現行部活動を廃止し、地域展開を実施するものです。

Ｑ６－３　３年生の主な引退時期が夏の大会ではない種目・活動についても、同時期に現行部活動を廃止するのか。

Ａ　現行部活動の廃止時期は、原則、令和１０年８月末としつつも、競技等の特性や３年生が引退する大会・コンクールの開催時期等を踏まえ、種目・活動ごとに個別に柔軟な対応を行ってまいります。

Ｑ６－４　運営団体と実施主体の違いを教えてください。

Ａ　運営団体は、本事業を円滑に実施することを目的として、京クラの運営に係る事務局機能や研修・相談機能、コーディネート機能等を担うものです。これに対し、実施主体は京クラ（地域クラブ活動）を実施するものを指します。今回募集をしているものは、実施主体になります